

議案第二 號

財政概況報告書の作成及び公表に關する條例制定に付して

財政概況報告書の作成及び公表に關する條例を次のように定める

昭和二十九年一月三十一日提出

三朝町長 坂出 雅 巳



昭和廿九年一月三十一日

議長 天野 廉



三朝町条例等 号

財政概況報告書の作成及び公表に関する条例

第一条 地方自治法第二百四十四条第一項の規定による文書（左）財政概況報告書と

いうもの作成及び公表に關しては此の条例の定めるところに依る

第二条 財政概況報告書の公表は毎年二月一日及び八月一日に之を行ふものとする

天災等の他脱ける等の出来なるときは町長は専政に依り前項の期日に財政概況報告書と公表することを出来なるときは町長は専政の止んだときから一ヶ月以内の日に於て

其の期日を定めて之を公表しなればならない

第三条 前条第一項の規定により二月一日に公表する財政概況報告書に於ては毎年七月一日から十二月三十一日迄の期間に於ける左に掲げる事項を掲載し且財政の動向及び町長の財政方針を明らかにするものとする

一 収入及び支出の概況

二 住民の負担の概況

三 公営事業の経理の概況

四 賦産公債及び一時借入金の現在高

五 其の他町長に於て必要と認めらるる事項

前条第一項の規定に依り八月一日に公表する財政概況報告書に於ては一月一日から六月三十日までの期間に於ける前項各号に掲げる事項を記載し且前年度の決算の概況を明らかにするものとする

町長は必要に依り財政概況報告書の基礎となるべき事実及び数字を記載したる

文書にその附表として添付すること及び之を

第四条 未だ財政概況報告書の公表は町の公布式条例の公示方式に依り之を行ふものと

する

前項の規定に拘りず町長が於て行う其の他の公表をしなければなり場所を

町長は住民戸数の五分の一に相当する財政概況報告書を作成し住民の請求に

より交付するものとす。

第五条 財政概況報告書は前条に定めの方法による外なを県内発行の一日刊新聞紙

に限りその要旨を掲載することとす。

第六条 此の条例定むるもの、外財政概況報告書の作成及び公表の手續き向し必

要な事項は町長が之を定める

附 則

一 この条例は昭和二十八年十一月一日からこれを適用する

二 此の条例に依り初めて行う財政概況報告書の公表に付しては第二条第一項二

目一日とあるは「四月一日」と読み替へるものとす

三 本条例の適用に附する条例昭和二十八年三朝町条例第五号中財政概況報告

書の作成及び公表に附する条例は廃止する